

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

国(厚生労働省)の記録によると、昭和53年9月30日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で同資格を取得した記録になっているが、同年4月に入社し55年5月に退職するまで、継続してB社に勤務したと認識している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、B社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社は昭和53年10月2日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年9月30日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB社で同資格を取得している者が相当数確認でき、このうち複数の同僚が、「申立期間当時はB社に継続して勤務しており、異動はしていない。」と供述していることから、B社は、同社に勤務する者について、同社が適用事業所となる以前は関連会社であるA社(昭和54年7月12日付けでB社に合併)において、厚生年金保険に加入させていたものと思われる。

さらに、上記の同僚のうち一人が保管する給与明細書によると、昭和53年9月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が残っておらず、確認することができなため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月頃から 51 年 7 月 1 日まで

昭和 50 年 8 月頃から 51 年 6 月末まで、A 社（現在は、B 社）に正社員として勤務した。52 年に結婚したが、国民年金に未加入であったので、その翌月に義母が役場に行き、同社を退職した直後の 51 年 7 月 1 日に遡って加入手続きをし、51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれた。同社に勤務した期間が厚生年金保険に加入していないのであれば、この期間も国民年金に加入しているはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社の事務室内で同僚（先輩）と一緒に撮ったとされる写真及び申立人の当該事業所に関する詳細な記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、A 社での同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に被保険者資格を有する申立人より年上の女性 10 人に照会を行ったものの、回答を得られた 6 人全員が申立人を知らないとしており、そのうちの 3 人は同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が、それぞれ勤務を開始したとする時期と一致していない旨供述していることから、同社では、従業員全員について必ずしも勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A 社の当時の事業主は既に死亡しており、同社を吸収合併した B 社は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について、確認できる当時の資料を保管しておらず、当時のことが分かる者もないため、不明であると回答しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されて

いたことを確認することができない。

さらに、国（厚生労働省）の記録によると、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の国民年金被保険者の資格取得日について、申立人の国民年金記録及び国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日によると、申立人の主張どおり、昭和52年3月頃に51年7月1日に遡及して記録されていることが確認できるものの、日本年金機構C事務センターは、申立人の国民年金被保険者資格取得日を51年7月1日とした根拠について、当時の市町村担当部署での資格取得届の受理・審査における経過が分からないため、不明であるとしており、申立人の国民年金被保険者資格取得日が同日まで遡及したことのみをもって、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったとまでは言い難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月頃から 38 年 6 月 3 日まで
中学校を卒業した年（昭和 36 年）の 4 月に A 社に入社し、42 年 9 月 10 日まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。
A 社に入社後すぐに同社から健康保険証をもらい、兄の健康保険の扶養から外れた記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における 4 人の同僚が、中学校を卒業直後の同時期に申立人と一緒に同社に入社したと供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に申立人と同時期に入社した前述の同僚の同社に係る厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、それぞれ昭和 38 年 5 月 1 日、同年 11 月 1 日、同年 11 月 5 日、同年 12 月 2 日と記録されていることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、連絡が取れた当時の役員も社会保険関係については分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 38 年 6 月 3 日付けで被保険者資格を取得し、42 年 9 月 10 日付けで同資格を喪失していることが記録されており、当該記録は、オンライン記録と一致

している上、遡及して資格取得年月日が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。